みんなが健康で明るい職場と家庭が願い



鹿嶋神社 巳年絵馬

### 揭示极

兵庫県建築健康保険組合 2025年1月15日 No. 252

TEL: 078-997-2311 FAX: 078-997-2328 E-Mail: hyougokenkentiku@mub.biglobe.ne.jp URL: http://www.hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp/

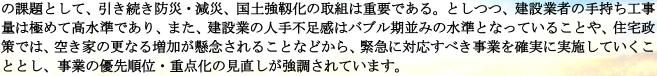
#### 謹んで新春のお慶びを申し上げます

事業主、被保険者及びご家族の皆様におかれましては、お健やかに新年 を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、当健康保険組合の事業運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年の衆議院選挙を経て第2次石破内閣が発足し令和7年度予算審議は これから大詰めを迎えます。

財務省の「令和7年度予算の編成等に関する建議」では、社会資本整備



自民、公明連立与党が衆議院で過半数を下回っていることから、スピード感に欠ける<mark>議論が想定されま</mark> すが、実効ある予算編成に期待するところです。

さて、昨年からマイナ保険証が基本とされ、本年中にお手持ちの健康保険証は使用できなくなります。 なお、マイナ保険証は医療DXの中心であり、医療データを一元管理することで、安心・安全でより質 の高い医療を受けることができ、また、予防や健康づくりに資するものです。

できるだけ早いうちにマイナンバーカードの発行と保険証利用登録を行っていただくようご協力をお願いします。

当健康保険組合では、過渡期において皆さまにご不便をおかけすることのないよう、切り替え対応にしっかりと取り組んでまいります。また、医療データや健診データを活用して、皆さまの健康保持・増進に結びつくよう、保健事業の充実をはかってまいります。

そして、本年は団塊の世代のほぼ全てが後期高齢者となり、今後、高齢者医療費の急増が危惧されます。 健康保険組合の財政運営は益々厳しさを増していきますが、加入いただいている事業所の事業発展と被 保険者とご家族の健康を守るため、一つ一つの課題にしっかりと取り組んでまいります。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

兵庫県建築健康保険組合

理事長 谷 吉 將



#### ● 医療費控除の申請について

1 皆様のご家庭で、令和6年中に支払った医療費が10万円を超える場合、「**医療費控除」**としてお 住まいの税務署に申告すれば税金の還付が受けられます。

対象期間は、1月1日から12月31日までの1年間で、本人又は家族が病気やケガ、出産などで支払った医療費から、健康保険組合からの給付金(高額療養費や出産育児一時金等)や生命保険契約などから支払われた保険金を差引いた額が医療費控除の対象金額となり、10万円(所得の合計額が200万円までの人は所得の合計額の5%)を超えた金額が医療費控除額(最高200万円)として所得から差引かれます。

- (1) 平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、様式に沿って作成した「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
- (2) 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- (3) 健康保険組合から交付を受けた「医療費通知」(原本)を添付すると、明細書の記入を省略できます。
  - ※ 当健康保険組合は、原則として令和6年1月診療分から令和6年11月診療分までの医療費を 反映した医療費通知(年間医療費のお知らせ)を、令和7年2月17日付けで、事業主様宛に、 一括して送付する予定です。
  - ※ なお、医療費通知に反映できない令和6年12月診療分の医療費については、欠落している事項を領収書に基づいて医療費通知に手書き補完することも可能とされています。 この場合、領収書は5年間保存する必要があります。
- (4) マイナンバーカードの保険証利用登録をされている方は、マイナポータルと e-Tax の連携により医療費情報がデータで取得できますので、入力作業が省略できます。
- 2 平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行う個人が、2万円を超えて、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年の総所得金額等から超過分(12,000円を超える部分で88,000円を限度)を控除できる、「セルフメディケーション税制」(前記1の医療費控除の特例)の適用を受けることができます。
  - ※ セルフメディケーションは、世界保健機構 (WHO) において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。
  - (1) 上記の「一定の取組」とは、次の検診等又は予防接種(医師の関与があるものに限る。)をいいます。
    - ①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査 ⑤がん検診
  - (2) 上記の「一定のスイッチOTC医薬品」については、セルフメディケーション税制の対象となる、<u>厚生労働省ホームページ</u>に掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。
    - ※ 対象となる医薬品の薬効の例は、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬ですが、この薬効の医薬品の全てが対象となるわけではありません。
    - ※ 対象となる医薬品には、パッケージに識別マーク(セルフメディケーション税控除対象)が 記載されます。
  - (3) この特例の適用を受ける場合には、前記1の医療費控除の適用を受けることはできません。 「医療費控除」か「セルフメディケーション税制」のどちらかを選択いただくことになります。
  - (4) 令和4年1月1日から、健診結果等の書類の添付は不要となり、医薬品購入費と共に明細書に 記載する取り扱いとなりました。
- 3 確定申告会場での申告書提出時期は、令和7年2月17日から令和7年3月17日までとなっていますが、納税にかかる所得の確定申告ではなく、納めすぎとなった税金の還付申請の場合は、翌年の1月1日から5年間、確定申告期間とは関係なく申請が可能となっています。

#### ● 新様式の届出用紙を使用してください

なお「資格情報のお知らせ」は健康保険の記号・番号を表

示して全員の方にお渡ししますので、マイナ保険証が利用できる方は図をしないでください。

新様式については、令和6年11月28日に各事業所に一部のみお送りしておりますので、増刷いただくか、<u>ホームページの令和6年11月29日「けんぽからのお知らせ」に変更した様式をアップロードしていますので、そちらから印刷いただくようお願いします。</u>

なお、資格取得届については複写式になっており、当健康保険組合からお送りしますので必要部数をお申し付けください。

また、届出様式は日本年金機構、全国健康保険協会(協会けんぽ)の届出様式は使用せず、当健康保険組合の様式で届出いただくようお願いします。

特に傷病手当金請求書の療養担当者(担当医)の意見を記入する頁については、給付金の審査決定に支障があるため、当健康保険組合の用紙を持参して記入してもらうようご留意ください。

#### ● ファミリー歯科健診のご案内

令和6年度後期分の予定は残り少なくなってきました。今後の予定は次のとおりです。

- ・令和7年2月9日(日) 姫路市 姫路市網干市民センター
- ・令和7年2月16日(日) 尼崎市 尼崎総合文化センター
- ・令和7年2月23日(日) 姫路市 姫路市飾磨市民センター

いずれも、実施日の10日前までにお申し込みください。

お申込みは下記のサイトにアクセスしてください。

## パソコン・スマホ・携帯で申し込み 申し込みサイトへ アクセス PC・スマホ https://www.nihonshika.net/sokyo/kyodo/ 携帯 https://www.nihonshika.net/sokyo/kyodo/i/ スマホ用 期帯用

#### ● N-NOSE®(せん虫によるがん一次スクリーニング検査)について

N-NOSE 検査については、応募上限を設定して募集しておりましたが、締め切った結果、お申込みいただいたすべての方に検査を受けていただくことが可能となりました。

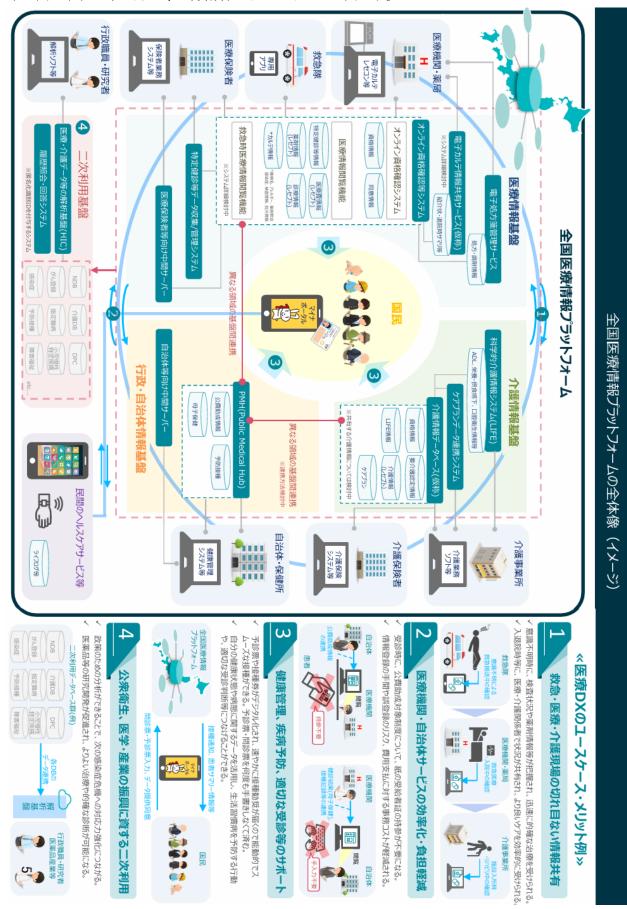
検査キットがお手元に届いていると思われますので、申し込みの際に予定した提出場所に検体を提出いただくようお願いします。

#### ● 健康保険料に係る延滞金の割合の特例について(お知らせ)

令和7年1月1日以降の延滞金の割合について、納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年2.4パーセントとし、納期限の翌日から3月を経過する日の翌日以後については年8.7パーセントとなります。

マイナ保険証を利用することで、医療情報をデータベース化し病院・健康保険組合・加入者が共通の情報を活用して、より良い医療や予防・健康増進の取り組みを行うことができます。

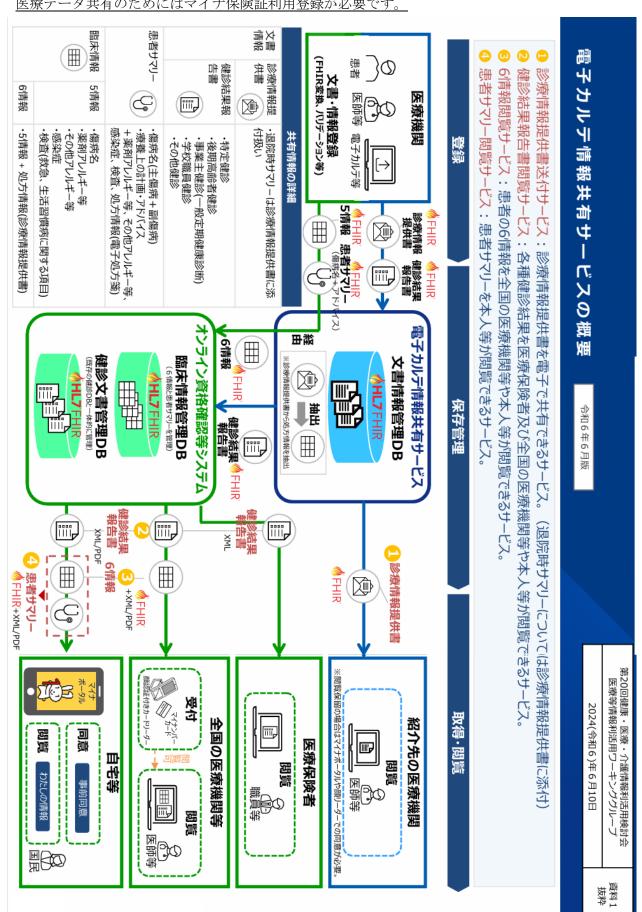
下の図は令和5年8月に厚生労働省が示したイメージ図です。



令和7年から病院での診療録(カルテ)が順次、標準形式の電子カルテに統一されていくことで、 どの医療機関でも他の医療機関の診療録を見るこ とができ

健康保険組合 健康づくりの取り組みに活かしていくこと ができます。

医療データ共有のためにはマイナ保険証利用登録が必要です。



#### ● 生活習慣病重症化予防プログラムの実施

糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の重症化を防止し、糖尿病性腎症による人工透析導入への進行や循環器疾患の発症を抑制することを目的として、株式会社カルナヘルスサポートに事業委託して実施しています。

令和6年11月に対象者への参加呼びかけの際の連絡方法等について、株式会社カルナヘルスサポートから文書をお送りしたところ、多くの事業所からご協力いただけるとご回答いただきました。

つきましては、ご協力いただける事業所に令和7年1月6日、対象者の皆さまへの案内をお送りさせていただいています。ご担当の皆さまにはお手数をかけますが、個別に配布いただきプログラムの内容を確認するように、お声かけいただければ幸いです。

対象者は50歳から64歳の方で、前年度の健診結果での検査数値が次の基準値を超える方を対象としています。

HbA1c 6.5%以上 空腹時血糖 126 mg/dl 以上 収縮期血圧 140 mm Hg 以上 拡張期血圧 90 mm Hg 以上 中性脂肪 300 mm/dl 以上 HDL-C 34 mg/dl 未満 LDL-C 140 mg/dl 以上



上記の基準値では、すぐに治療が必要ということではありませんが、今後、加齢にともない悪化しないように、このプログラムを通じて、いつまでも健康で働き続けるための自己管理を習慣づけるきっかけとしていただき、生活習慣病を予防しましょう。

参加いただいた方の内、必要な方には自己管理用の検査機器をお使いいただいて、日々の検査値の動きに注目いただき、よりよくコントロールするために、保健師等がサポートします。



費用は全額当組合が負担します。あくまでも予防プログラムですから、気軽に参加していただきた いと考えています。

案内文書には参加申込期日が令和7年1月19日(日)までになっていますが、1月末日までは申 込みいただけますので、是非参加してください。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。 本年もどうぞよろしくお願いいたします。



兵庫県建築健康保険組合 組合会議員一同 役職員一同

#### ● ホームページの新着情報

当健康保険組合のホームページの新着情報をご案内します。

○ 「けんぽからのお知らせ」

令和6年12月20日

・N-NOSE(せん虫によるがんスクリーニング検査)の募集

#### 令和6年11月29日

- ・令和6年12月~被保険者証廃止にともなう様式変更について ※しばらくは「けんぽからのお知らせ」より用紙を印刷してください。
- ・R6.12 月~資格取得届
- ・R6.12 月~被扶養者異動届 ※ケンポ副は廃止し2部構成になっています。副はこちらで作成したものをお返しします。
- ・資格確認書(再)交付申請書
- ・資格情報のお知らせ再交付申請書
- ・マイナ保険証登録解除申請書
- · R6.12 月~氏名変更届
- ・R6.12 月~生年月日訂正届
- ·R6.12 月~被保険者証等 滅失届
- ·R6.12 月~被保険者証等 返納不能届
- ・R6.12 月~高齢証・限度額証 再交付申請書
- ·R6.12 月~任意継続 資格取得申請書
- ·R6.12月~任意継続 資格確認書(再)交付申請書
- · R6.12 月~任意継続 被扶養者異動届
- ·R6.12 月~任意継続 資格喪失申出書



#### ○ 「掲示板」の掲載

令和6年12月20日

2024.12.16 No.251 ・資格確認書の発行 ・決定通知書の送付が遅れます ・マイナンバーカードの発行にご協力を ・マイナ保険証の利用登録を ・資格情報のお知らせとは ・ N-NOSE の募集 ・健康コラム「アニサキス症」

#### ● 事業状況

- A		令和6年12月分	令和5年12月分	前年同月比
区 分		(A)	(B)	(A) ÷ (B)
事業所数 (件)		166	168	98. 81%
被保険者数(人)	男	3, 216	3, 241	99. 23%
	女	747	700	106. 71%
	計①	3, 963	3, 941	100. 56%
平均標準報酬月額(円)	男	418, 908	409, 256	102. 36%
	女	271, 277	266, 051	101. 96%
	計	391, 080	383, 820	101. 89%
標準賞与額総計(累計・千円)		3, 853, 055	3, 682, 345	104. 64%
被保険者1人当たり標準賞与額(累計・円)		972, 257	934, 368	104. 06%
被扶養者数(人)	2	3, 085	3, 263	94. 54%
扶養率(人)	2÷1)	0. 78	0.83	94. 02%



#### 健康 コラム

#### 第138回 (2025年1月15日)

#### 身近な動物由来感染

~ 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)~

#### ◆ 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)とは?

重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) は、2011 年に中国において新しい感染症としての流行が報告された病気です。SFTS ウイルスという、新たに特定されたウイルスに感染することで引き起こされます。ウイルスが確認されて以降、日本、中国、韓国、台湾、ベトナムで患者発生が確認されており、アジアの広い地域で流行している可能性があります。

日本では 2013 年 1 月に国内で海外渡航歴のない SFTS 患者が初めて確認されて以降、毎年  $60\sim100$  人程度の患者が報告されています。



#### ◆ 病気の特徴

SFTS ウイルスに感染すると 6 日~2週間の潜伏期間を経て、発熱、消化器症状(食欲低下、嘔気、嘔吐、下痢、腹痛)が多くの症例で認められ、その他頭痛、筋肉痛、意識障害や失語などの神経症状、リンパ節膨張、皮下出血や下血などの出血症状などを起こします。<u>重症化すると死亡する</u>こともあります。

<u>治療は対症的な方法しかなく、有効な薬剤やワクチンはありません</u>。致命率は 6~30%とされています。

#### ◆ 感染経路

ウイルスを有するマダニに咬まれることにより感染します。マダニは幼ダニ・若ダニ・成ダニの各ステージで 1 回以上、生涯で少なくとも 3 回は吸血します。マダニを介した感染以外にも、感染者の血液、体液、排泄物との接触により、人から人への感染も報告されています。

また、動物も SFTS ウイルスに感染し、人と同じような症状を呈することがあります。SFTS ウイルスに感染した大や猫から人が感染した例も報告されています。

# 

#### ◆ 予防方法

マダニは春から秋 (3~11 月) にかけて活動が活発になりますが、温暖な地域では冬でも活動しています。草むらなど、マダニが多く生息する場所に入る場合には、マダニに咬まれないように対策をとることが大事です。屋外活動後は、マダニに刺されていないか確認しましょう。もし咬まれてしまった場合は、無理に引き抜こうとせず、病院で処置を受けてください。

また、動物からの感染例も報告されているため、野生動物や衰弱している動物には触らないよう注意しましょう。飼育している動物にマダニがついていないかなど、日頃より動物の健康管理に努め、動物を触った後は必ず手を洗い、口移しで餌を与えるなどの過剰な接触は避けましょう。

